

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考	
R2.6.25	住居表示変更	変更前	営業所	917220	広尾本通簡易郵便局	○	北海道広尾郡広尾町本通5-1	○	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	営業所	917220	広尾本通簡易郵便局	○	北海道広尾郡広尾町本通5-1-1	○	○	○	×	○	○	-	-
R2.7.25	住居表示変更	変更前	郵便局	007370	町田藤の台郵便局	-	東京都町田市本町田3486	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	007370	町田藤の台郵便局	-	東京都町田市藤の台1-1-52-102	-	○	○	○	○	○	-	-
R2.7.31	契約解除	変更前	営業所	088580	小沢簡易郵便局	○	山梨県大月市猿橋町小沢839	-	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R2.7.31	契約解除	変更前	営業所	647520	中川内簡易郵便局	○	高知県室戸市羽根町甲1999	○	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R2.8.1	住居表示変更	変更前	郵便局	234960	富士宮島郵便局	-	静岡県富士市宮島新田696-2	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	234960	富士宮島郵便局	-	静岡県富士市宮島696-2	-	○	○	○	○	○	-	-
R2.8.1	契約解除	変更前	営業所	828160	飯盛山簡易郵便局	○	福島県会津若松市飯盛1-5-15	-	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R2.8.1	業務変更	変更前	郵便局	858030	神田簡易郵便局	○	山形県最上郡戸沢村神田890	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	営業所	858030	神田簡易郵便局	○	山形県最上郡戸沢村神田890	○	○	○	×	○	○	-	-
R2.8.1	業務変更	変更前	郵便局	867150	羽後小野簡易郵便局	○	秋田県湯沢市小野東水口122-1	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	営業所	867150	羽後小野簡易郵便局	○	秋田県湯沢市小野東水口122-1	○	○	○	×	○	○	-	-
R2.8.11	移転・改称・再開	変更前	郵便局	821430	相馬大野台郵便局	-	福島県相馬市大野台1-1-13	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	821430	相馬刈敷田郵便局	-	福島県相馬市尾浜字細田157	-	○	○	○	○	○	-	-
R2.8.17	移転	変更前	営業所	627180	長原簡易郵便局	○	徳島県板野郡松茂町長原524	-	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	営業所	627180	長原簡易郵便局	○	徳島県板野郡松茂町長原525-4	-	○	○	×	○	○	-	-
R2.8.17	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	784950	イオンモール鹿兒島内郵便局	-	鹿兒島県鹿兒島市東開町7	-	○	○	○	○	○	-	-
R2.8.24	移転	変更前	郵便局	215330	豊田土橋郵便局	-	愛知県豊田市土橋町3-110-5	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	215330	豊田土橋郵便局	-	愛知県豊田市土橋町3-155	-	○	○	○	○	○	-	-

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便時金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R2.8.24	移転	変更前	郵便局	222800	御船郵便局	-	三重県南牟婁郡紀宝町成川772-1	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	222800	御船郵便局	-	三重県南牟婁郡紀宝町成川628-3	○	○	○	○	○	○	-	
R2.8.24	移転	変更前	郵便局	418000	東大阪機械団地内郵便局	-	大阪府東大阪市本庄西2-5-25	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	418000	東大阪機械団地内郵便局	-	大阪府東大阪市本庄西2-5-10	-	○	○	○	○	○	-	
R2.8.24	移転	変更前	郵便局	771070	三日月郵便局	-	佐賀県小城市三日月町長神田2467-5	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	771070	三日月郵便局	-	佐賀県小城市三日月町長神田2237-1	-	○	○	○	○	○	-	
R2.8.31	移転・改称	変更前	郵便局	050690	江見郵便局	-	千葉県鴨川市西江見104-1	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	050690	江見駅郵便局	-	千葉県鴨川市西江見95-2	○	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

注2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

注3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

注4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

注5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。